

2024年2月7日 全9頁

政府が推進するグリーントランスフォーメーション（GX）実現への道筋と課題

2024年から本格稼働する「成長志向型カーボンプライシング構想」

金融調査部 主任研究員 依田 宏樹

[要約]

- 政府はカーボンニュートラルの実現と産業競争力強化・経済成長を共に実現するため、今後10年間で150兆円超の官民協調でのGX（グリーントランスフォーメーション）投資を目指す。2023年5月に成立した「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）」に基づき、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）」等を定めた。
- GX推進戦略では「成長志向型カーボンプライシング構想」を掲げる。同構想では、2023年度から10年間で20兆円規模にて発行する「脱炭素成長型経済構造移行債（GX経済移行債）」を財源とした先行投資支援を行い、民間投資の呼び水にする。また、カーボンプライシング（CP）制度を導入し、償還財源とするとともに、先行投資のインセンティブにする。
- 2024年2月に発行されるGX経済移行債は、世界初の政府によるトランジションボンド（個別銘柄）となる。ESG投資に積極的な投資家が増える中、ESG投資対象となり得る国債発行の意義は大きく、投資家のニーズは高いものと推察される。
- CP制度としては、排出量取引制度の本格稼働（2026年度）のほか、排出枠の有償オークション（2033年度）や炭素賦課金（2028年度）の導入が予定されている。賦課金等は、企業がGXに取り組む期間を設けた上で、低い負担から徐々に引き上げられる。GXへの取組み前倒しの積極化と、期待した排出削減につながるか注視する必要があるだろう。
- 先行投資支援先として、分野別投資戦略にて水素等のサプライチェーン構築や多排出産業の製造プロセス転換など16分野に計13兆円が示されている。先行投資後は、環境改善効果の検証や情報開示などの透明性確保が投資家層拡大の上でも重要となる。これらの先行投資をどのようにして残り130兆円の民間投資につなげていくかが、今後のGX実現に向けたカギとなるだろう。

1. 政府のGX推進を巡るこれまでの歩み

気候変動に対する危機意識が急速に高まる中、パリ協定を踏まえ世界各国が2050年までのカーボンニュートラルの実現を表明している。我が国においても、政府は2020年10月、2050年カーボンニュートラル宣言を行い、翌年4月には2030年度の温室効果ガス46%削減（2013年度比）、さらに50%削減の高みに向けて挑戦を続けることを表明している。

そのような中、岸田首相は2022年5月、上記の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくため、今後10年間で150兆円超の官民協調でのGX（グリーントランスフォーメーション）投資を実現する旨を表明した。GXとは、「産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する」¹取組みを指す。政府がGXに取り組む背景には、世界的にGX実現に向けて大規模な投資競争とそれを支える政府支援が本格化している中²、GXへの取組みの成否が我が国の産業力強化と経済成長の実現、及びエネルギーの安定供給につながるものと考えられるためである。

2023年2月、内閣総理大臣を議長とするGX実行会議での議論を経て「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」が閣議決定された。当該基本方針に基づき、同年5月に「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下、GX推進法）」が成立した。その中では、(1)「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（以下、GX推進戦略）」の策定・実行、(2)「脱炭素成長型経済構造移行債（以下、GX経済移行債）」の発行、(3)「成長志向型カーボンプライシング（以下、CP）」の導入等が定められている。その後、同年7月に閣議決定された「GX推進戦略」では、「成長志向型カーボンプライシング構想」として、GX経済移行債等を活用した先行投資支援や、CPを活用したGX投資先行インセンティブなどが掲げられている。先行投資の財源として10年間で20兆円規模のGX経済移行債を発行し、これを呼び水として残り130兆円の民間投資を呼び込むことでGX実現につなげたい考えだ。

図表1 GX推進のこれまでの歩み

時期	概要
2020年10月	2050年カーボンニュートラル宣言
2021年4月	2030年度の温室効果ガス46%削減（2013年度比）、さらに50%削減の高みに向けて挑戦することを表明
2022年2月	経済産業省が「GXリーグ基本構想」を公表
5月	岸田首相が今後10年間に150兆円超の官民GX投資を実現し、GX経済移行債で20兆円規模を先行して調達する旨を表明
7月	「GX実行会議」を官邸に設置
2023年2月	「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」を閣議決定
5月	「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）」成立 「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（GX脱炭素電源法）」成立
7月	「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（GX推進戦略）閣議決定
12月	経済産業省が「分野別投資戦略」を公表

出所：経済産業省などより大和総研作成

¹ 経済産業省「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」(2023年2月)より引用。

² 例えば、米国では2022年8月に成立したインフレ削減法（IRA）の下、今後10年間で気候変動等の分野に3,690億ドルの投資を行う。また、欧州は2020年1月に公表した「欧州グリーンディール投資計画」の下、今後10年間に官民協調で約1兆ユーロの気候関連分野への投資支援を行う。

2. 世界初の政府のトランジションボンドとなる GX 経済移行債

GX 経済移行債は、GX 推進法に基づき 2023 年度から 2032 年度までの各年度で発行される。これまでの国債（建設国債等）と同様に、同一の金融商品として統合して発行されるとは限らず、個別銘柄「クライメート・トランジション利付国債」（以下、CT 国債）として発行されるケースもある。CT 国債は、国際基準に基づいて調達資金の用途等を示したフレームワークについて第三者評価機関よりセカンド・パーティー・オピニオン（SPO）を取得したものを指す³。

CT 国債は、世界初の政府によるトランジションボンド（個別銘柄）となる。初年度となる 2023 年度の公募入札については、2 月に 10 年物と 5 年物が各 8,000 億円程度（計 1.6 兆円程度）予定されている⁴。トランジションボンドとは、中長期的なカーボンニュートラルへの移行（トランジション）を後押しするために発行される債券を指す。G7 では日米を除く 5 ヶ国の政府がグリーンプロジェクトに要する資金を調達するための債券であるグリーンボンドを発行しているが、我が国においては多排出産業が多い産業構造を踏まえて、トランジションボンドとして発行される。

償還財源は、将来的に導入する CP 制度（4. にて後述）により充当し、カーボンニュートラルの達成目標年度である 2050 年度までに償還される。なお、投資先としては、2023 年 12 月に公表された「分野別投資戦略」において、重点 16 分野につき先行投資支援のおおまかな配分等が示されている（3. にて後述。図表 2 参照）。

CT 国債は、2023 年度の発行年限からすると、通常の国債と同様に銀行等や公的年金等の機関投資家の運用ニーズがあると想定される。機関投資家において ESG 投資への関心が高まる中、ESG 投資額などの KPI（重要業績評価指標）を定めている金融機関も増えている。そのような投資家にとっては、ラベルが付いていることが購入動機の一つとなろう。

ただし、仮にグリーンアム⁵が発生するようであれば、運用成績の低下につながることから、金銭的リターンを重視する投資家は購入を見送ることも予想される。CT 国債の入札は利回り競争入札によるダッチ方式⁶で行われる。実際にグリーンアムが発生するかは、入札状況次第となるだろう。

CT 国債の流動性については、発行量が限定的であり、国債の発行残高（2023 年度末は 1,068 兆円の見込み）に占める比率が通常の国債より低いことから、低くなる可能性もあると考えられる。ただし、日本銀行は「CT 国債」を「国債買入オペ（公開市場操作）」及び「気候変動対応を支援するための資金供給オペ」の対象とすることを公表しており、これが流動性の改善に

³ 2023 年 11 月、政府は「クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク」を公表。また、ノルウェーの DNV と日本格付研究所（JCR）の 2 社より、本フレームワークと ICMA（国際資本市場協会）「クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック」等との整合性に関する SPO を取得したことを公表。

⁴ 2024 年度は 1.4 兆円程度の予定。年限等については、今後の市場環境や投資ニーズ等に応じて決定される。

⁵ 一般に、グリーンボンドやトランジションボンド等においては、通常の債券に比べて金利が低くなる「グリーンアム」が発生するケースがある。発行体にとっては中長期的な調達コストの抑制につながる。

⁶ 入札者が利回りを提示し、利回りが低いものから順に、発行予定額に達するまで落札される。最も高い入札利回りを発行利回りとし、全ての落札者に適用される。

つながるようであれば、投資家の購入を後押しすることが期待される。

3. 「分野別投資戦略」における重点分野と GX 経済移行債の資金使途

GX 経済移行債により調達した資金をもとに今後、政府による 20 兆円規模の GX 投資（先行投資）支援が進められる。重点的に投資する分野や投資配分等については GX 実現に向けた専門家ワーキンググループでの議論を経て、2023 年 12 月 GX 会議にて今後 10 年間の「分野別投資戦略」として公表された。同戦略は 22 分野について方向性を示すもので、そのうち重点 16 分野につき、方向性、今後 10 年程度の目標（排出削減量、官民投資額）、投資促進策、先行 5 ヶ年アクションプランなど含む分野別の戦略がとりまとめられている。

同戦略における具体的な投資先につき、官民投資額の規模の大きい順に見ると、自動車は 34 兆円と最大で、次世代再生可能エネルギー（次世代再エネ）が 31 兆円、くらし（運輸、家庭、業務）が 14 兆円、半導体が 12 兆円、水素等（アンモニア・合成メタン・合成燃料を含む）が 7 兆円と続く（図表 2）。

図表 2 「分野別投資戦略」における重点 16 分野の今後 10 年の目標と主な投資促進策（案）

大分類	小分類（分野）	今後10年程度の目標		GX経済移行債による主な投資促進策
		国内排出削減 (単位：万トン)	官民投資額 (単位：兆円)	
製造業	鉄鋼	3,000	3～	製造プロセス転換に向けた設備投資支援 (分解炉熱源のアンモニア化 他)
	化学	1,000	3～	
	紙パルプ	400	1～	
	セメント	200	1～	
運輸	自動車	20,000	34～	電動車（乗用車）の導入支援 他
	蓄電池	7,000	7～	生産設備導入支援、定置用蓄電池導入支援
	航空機	17,000	4～	次世代航空機のコア技術開発
	SAF	200	1～	SAF製造・サプライチェーン整備支援
	船舶	120	3～	ゼロエミッション船等の生産設備導入支援
くらし等	くらし	20,000	14～	家庭の断熱窓への改修 他
	資源循環	1,300	2～	循環型ビジネスモデル構築支援
	半導体	1,200	12～	パワー半導体等の生産設備導入支援 他
エネルギー	水素等	6,000	7～	既存原燃料との価格差に着目した支援 他
	次世代再エネ	7,500	31～	太陽電池のサプライチェーン構築支援 他
	原子力	-	1～	次世代革新炉の開発・建設
	CCS	4,000	4～	CCSバリューチェーン構築のための支援

注 1： 図表では示していないが、16 分野以外にも「分野横断的措置」や「税制措置」としての投資促進策が挙げられている

注 2： SAF：Sustainable Aviation Fuel の略。廃油等を原料とし CO2 排出を抑制する、持続可能な航空燃料
CCS：Carbon dioxide Capture and Storage の略。排出された CO2 を分離・回収し、地中に貯留する技術
出所：経済産業省「分野別投資戦略」より大和総研作成

このうち、GX 経済移行債で支援する投資配分については、分野別のおおまかな配分が 13 兆円分決定されている⁷（残りの 7 兆円は未定）。金額が大きいものでは、水素等の分野では大規模なサプライチェーン構築に向けた既存原燃料との価格差に着目した支援（15 年間で 3 兆円規模）、くらしでは断熱窓への改修・建築物の脱炭素化支援（3 年間で 2 兆円規模、ただし GX 経済移行債以外も含む）、4 分野（鉄鋼、化学、紙パルプ、セメント）では製造プロセス転換に向けた設備投資支援（10 年間で 1.3 兆円規模）、次世代再エネ分野では次世代型太陽電池（ペロブスカイト太陽電池等）や浮体式洋上風力発電の設備投資等の支援（10 年間で 1 兆円規模）などが挙げられる。このように、今後のカーボンニュートラルへの移行にとって重要な技術開発や設備投資等に重点配分されている様子が窺える。

ただし、投資戦略においてはハイブリッド車（HV）の開発・普及に必要な投資等への支援（自動車分野）や、発電分野でのアンモニアの活用（火力発電における化石燃料との混焼が想定される）（水素等の分野）など、欧州等から延命措置ともみなされかねない事業も対象になっている。これらは気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が推奨する 1.5°C 経路とは整合しないとの指摘もある⁸。トランジションへのグローバルでの一定の理解は進みつつあるものの、グリーンウォッシュ批判も懸念されることから丁寧な説明が必要となろう。今後、政府は海外 IR にも注力する模様で、トランジションへの理解向上を通じた海外投資家層の拡大が望まれる。

GX 経済移行債の資金使途の選定等に関しては、先述の「クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク」に明記されている。これによると、調達資金の使途選定にあたっては、GX 推進戦略の「エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組」を踏まえて、CT 国債の「適格クライテリア」が分類されており（図表 5 の中分類参照）、これらのうち「基本条件」（図表 3）を満たすものを資金使途（適格事業）とする。これに加えて、産業競争力・経済成長と排出削減の双方の要件を満たす事業を支援対象候補として、優先順位付けを行う（図表 4）。現時点における政府のカーボンニュートラル実現に向けた主な取組みのうち、「基本条件」を満たす代表的な資金使途は図表 5 の通りである。再エネやクリーンな運輸など 6 つの大分類、それぞれに適格クライテリアが示され、上記の投資促進策に沿って、代表的な資金使途が示されている。

図表 3 GX 経済移行債 調達資金の使途選定における「基本条件」（概要）

I. 民間のみでは投資判断が真に困難な事業
II. GX達成に不可欠な産業競争力強化・経済成長・排出削減に貢献するもの
III. 企業投資・需要側の行動を変える規制・制度面との一体性
IV. 国内の人的・物的投資拡大につながるもの

出所：内閣官房/金融庁/財務省/経済産業省/環境省「クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク」（2023 年 11 月）

⁷ 2024 年度予算では、蓄電池の製造サプライチェーン強靱化支援や浮体式洋上風力発電等の GX 分野のサプライチェーン構築支援など計 7 千億円規模の支援を実施予定（出所：経済産業省「経済産業省関係 令和 5 年度補正予算・令和 6 年度当初予算案の概要」（2023 年 12 月 22 日、2024 年 1 月 10 日更新））。

⁸ InfluenceMap, “Japan’s \$1 Tn GX (Green Transformation) Policy Does it Align with Science Based IPCC Recommendations and Who is Influencing It”, November 2023

図表4 産業競争力強化・経済成長および排出削減の要件

産業競争力強化・経済成長	
A	技術革新性または事業革新性があり、外需獲得や内需拡大を見据えた成長投資
or	
B	高度な技術で、化石原燃料・エネルギーの削減と収益性向上（統合・再編やマークアップ等）の双方に資する成長投資
or	
C	全国規模の市場が想定される主要物品の導入初期の国内需要対策（供給側の投資も伴うもの）

X

排出削減	
①	技術革新を通じて、将来の国内の削減に貢献する研究開発投資
or	
②	技術的に削減効果が高く、直接的に国内の排出削減に資する設備投資等
or	
③	全国規模で需要があり、高い削減効果が長期に及ぶ主要物品の導入初期の国内需要対策

注：下線は大和総研作成（原典では赤字記載）

出所：内閣官房/金融庁/財務省/経済産業省/環境省「クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク」（2023年11月）より大和総研作成

図表5 CT国債の資金使途の分類

大分類	中分類（適格クライテリア）	代表的な資金使途（適格事業）
エネルギー効率	徹底した省エネルギーの推進	省エネ機器の普及
	住宅・建築物	省エネ住宅・建築物の新築や省エネ改修に対する支援
	脱炭素目的のデジタル投資	省エネ性能の高い半導体光電融合技術等の開発・投資促進
	蓄電池産業	蓄電池・部素材の製造工場への投資
再生可能エネルギー	再生可能エネルギーの主力電源化	浮体式洋上風力 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）
	インフラ	脱炭素に資する都市・地域づくり
低炭素・脱炭素エネルギー	原子力の活用	新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉
	カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備	ゼロエミッション火力への推進 海底直流送電等の整備
クリーンな運輸	運輸部門のGX	次世代自動車の車両導入の支援 2030年代までの次世代航空機の実証機開発、ゼロエミッション船等の普及
	インフラ（再掲）	脱炭素に資する都市・地域づくり
環境適応商品、環境に配慮した生産技術及びプロセス	製造業の構造転換（燃料・原料転換）	水素還元製鉄等の革新的技術の開発・導入 炭素循環型生産体制への転換
	水素・アンモニアの導入促進	サプライチェーンの国内外での構築 余剰再生可能エネルギーからの水素製造・利用双方への研究開発・導入支援
	カーボンリサイクル/CCS	カーボンリサイクル燃料に関する研究開発支援
生物自然資源及び土地利用に係る持続可能な管理、サーキュラーエコノミー	食料・農林水産業	農林漁業における脱炭素化
	資源循環	プラスチック、金属、持続可能な航空燃料（SAF）等の資源循環加速のための投資

出所：内閣官房/金融庁/財務省/経済産業省/環境省「クライメート・トランジションボンド・フレームワーク」（2023年11月）より大和総研作成

4. GX 戦略における新たなカーボンプライシング制度の導入

政府はGX推進法において、成長志向型カーボンプライシング（CP）制度を新たに導入することを定めている。CPとは、炭素排出に価格をつけ負担を課すことで、温室効果ガスの排出量削減に向けた行動変容を促す政策手法である。成長志向型CP制度は、①GX経済移行債の裏付けとなる将来財源であり、②GX関連製品・サービスの付加価値向上と競争力強化を目的としている。

新たに導入されるCP制度は具体的には、(i)排出量取引制度の本格稼働、(ii)有償オークション（特定事業者負担金）の導入、(iii)炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）の導入、が挙げられている（図表6）。(ii)と(iii)については、企業等にGXに取り組む期間を設定の上、最初は低い水準で導入し徐々に引き上げる。またこの方針をあらかじめ示すことで、企業等にGX投資の前倒しを図るインセンティブを与える仕組みとなっている。これらは、今後創設される脱炭素成長型経済構造移行推進機構（GX推進機構）において一元的な執行が進められる予定である⁹。

図表6 新たに導入されるCP制度の具体例

	CP	概要	開始時期
(i)	排出量取引制度	企業ごとに設定した排出削減目標に基づき「排出枠」を取引する仕組み。試行的に始まり、多排出産業を中心に本格稼働させる。	2026年度
(ii)	有償オークション （特定事業者負担金）	排出量の多い発電事業者に対して、排出量に応じた「排出枠」を政府からオークションで購入することを義務付ける仕組み。	2033年度
(iii)	炭素に対する賦課金 （化石燃料賦課金）	化石燃料の輸入業者等を対象として、化石燃料ごとの排出量に応じた賦課金の支払いを求める仕組み。	2028年度

出所：経済産業省「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」等より大和総研作成

(i)排出量取引制度は、企業ごとに設定した排出削減目標に基づき「排出枠」を取引する制度である。2023年度より「GXリーグ」¹⁰の枠組みで試行的に始まり（GX-ETS、第1フェーズ¹¹）、2026年度より多排出産業を中心に本格稼働の予定となっている（第2フェーズ）。現状では参加は任意であり、目標の設定や遵守など全て企業の自主性に委ねられ公平性・実効性に疑問の声が上がっていることから、第2フェーズ以降では政府は企業の参加率向上に向けた施策や、削減目標に対する第三者認証、遵守義務等の規律強化、取引価格帯の制度設計などを検討する

⁹ GX推進機構の業務は、①民間企業のGX投資の支援、②化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収、③排出量取引制度の運営など。

¹⁰ 経済産業省が2022年2月に公表した「GXリーグ基本構想」に基づき設置された。「GXへの挑戦を行い、現在および未来社会における持続的な成長実現を目指す企業が同様の取組を行う企業群や官・学と共に協働する場」（「GXリーグ基本構想」より引用）。2023年7月時点で約560社が賛同。

¹¹ 第1フェーズでは、①排出削減目標の設定、②実績の算定・報告、③目標を上回る場合、超過削減枠や適格カーボン・クレジットの調達または未達理由を説明、④取引状況等につきGXダッシュボード上で公表。

としている。

(ii) 排出量取引制度の第 3 フェーズとして、2033 年度より発電事業者に対して有償オークション（特定事業者負担金）を導入する。これは発電事業者に対して、政府から温室効果ガスの排出量に応じた「排出枠」につきオークションでの購入を義務付ける仕組みである。最初は排出枠を無償交付し、段階的に有償比率を引き上げる。

(iii) さらに、化石燃料の輸入業者等を対象として、炭素に対する賦課金を導入する。これは、多排出産業に限らず広く GX への動機づけができるよう、2028 年度から化石燃料ごとの温室効果ガスの排出量に応じた賦課金の支払いを求める。まずは低い負担で導入し、段階的に引き上げる。

これらの CP 制度は、企業等のエネルギーにかかる負担総額が中長期的に減少¹²することを前提に導入される制度設計となっており、導入時期はまだ先の上、導入当初の負担は小さなものにとどまる。導入後に負担が段階的に増えたとしても、インセンティブが効果的に働き、企業等の GX への取組みが期待通り進展すれば、温室効果ガスの排出削減が進むとともに、負担は低減する。しかし、仮に当初の負担が小さいことにより企業の排出削減を急ぐプレッシャーも小さくなるのであれば、GX への取組みが遅れ、結果として期待したほどの削減効果が得られず、負担増となる可能性もある。

また、炭素価格については現時点で明示されていないが、国際比較も踏まえてなるべく早い段階で水準感が明示されると企業にとっても参考になるだろう¹³。もし設定する炭素価格が低すぎると、CP による GX 経済移行債の財源確保が十分にできず、また企業の取組みが遅れて目標年までのカーボンニュートラルの実現に支障が出る可能性がある一方、炭素価格が高すぎると、より規制の緩い他国へと生産拠点が移転するカーボンリーケージのリスクが生じうることに留意が必要である。

5. GX 実現に向けた今後の展望

世界的に GX 投資競争が激化する中、GX 分野に官民協調で巨額を投じる我が国の政策は、経済成長を実現させながら 2050 年カーボンニュートラル達成につなげるものとして、公表当初より大きな期待が寄せられている。2024 年 2 月には GX 経済移行債が初めて発行されるなど、実現に向けてまた一步、進展がみられる。

今後政府による先行投資支援が見込まれるが、GX が産業・社会構造の変革へとつながり得るチャレンジングな取組みであることを考えると、公的資金だけで GX を実現させるのは現実的で

¹² 石油石炭税が GX の進展により減少することや、再生可能エネルギー発電促進賦課金（再エネ賦課金）が再エネ電気の買取価格の低下等により減少することが想定されている。

¹³ 国際エネルギー機関（IEA）の“Net Zero to 2050”によると、先進国における炭素価格は 2030 年までに 130 ドル/tCO₂、2050 年までに 250 ドル/tCO₂ にする必要があると予測されている。なお、既に導入されている「地球温暖化対策のための税（温対税）」は、炭素価格 289 円/tCO₂ で、石油石炭税に上乘せする形で課税される。

はなく、残り 130 兆円の民間投資をいかに呼び込めるかがカギとなる。政府には民間企業が GX 投資に積極的に取り組みやすい環境づくりをサポートしていくことが求められる。

民間企業にとってカーボンニュートラル実現に向けた対応は経営上の重要課題の一つであるが、特に多排出部門の企業等にとっては技術やコストの面からハードルは高く、それに向けたトランジション段階を経ることが重要となる。GX 経済移行債を活用する政府の先行投資支援は、通常長い時間を要する技術革新に向けた研究開発や実証事業の設備投資などを含むトランジション事業が対象となっている。このため民間企業としては、リスクが高く短期的には採算が期待できない事業であっても挑戦しやすく、また着手する中で付随した追加投資にも踏み出しやすくなる可能性がある。GX リーグ賛同企業であればこのような機会を活用して、公的支援の下でトランジションを加速化させる好機といえるだろう。ただし、技術革新には不確定要素も大きく、企業がトランジションに確かな手ごたえを感じ、追加投資への自信と意欲を深めていけるよう、政府の粘り強くきめ細かなフォローが欠かせないだろう。

また、先行投資支援を通じた企業のトランジションへの取り組み加速は、ファイナンスニーズの発生を通じ、金融機関におけるトランジション・ファイナンスの促進にもつながるものと期待される。さらに、GX 推進戦略の中ではブレンデッド・ファイナンス¹⁴の活用にも言及されており、リスクの高い事業への投資において、今後活用機会を探る動きが広がる可能性があるだろう。

GX 経済移行債の発行により調達した資金を充当する先行投資支援については、金額も大きく、資金の管理、効果の検証を含めた投資後のモニタリング、それらの情報開示などの透明性が重要となる。「クライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク」によると、資金調達の実行後、資金充当レポートに加え、CO2 排出削減量等の環境改善効果などの項目を含むインパクトレポートが実施されることになっている。効果が短期的には顕在化しにくい案件等も含まれるとは考えられるものの、このような検証や情報開示が適切に行われることで、効果がある案件については投資先の妥当性が対外的に示されるし、効果が乏しい案件については、将来の充当事業の軌道修正に役立てることができだろう。加えて、このような開示により、海外も含めて投資家層の一層の拡大につながることを期待される。

政府が推進する GX 実現に向けた取り組みはまだ始まったばかりだが、GX 経済移行債の発行を機に機運を一層高め、中長期目線での企業の GX の取り組み活性化を通じて、持続的な経済成長を伴うカーボンニュートラル社会の実現につなげることが必要だ。

¹⁴ 公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法